

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、令和3年2月23日花木センターいちごっこ広場駐車場において発生した事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解することについて、議会の議決を求める。

令和3年5月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

- | | |
|---------|---|
| 1 損害賠償額 | 1,708,000円 |
| 2 和解の条件 | 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方決して異議を申し立てない。 |
| 3 相手方 | 市内在住者 |

※「3 相手方」については、個人情報保護の観点から表示していません。